

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準等について

令和3年1月8日

にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症については、令和2年末から3年始にかけて首都圏では新規感染者数が危険な推移まで増加するとともに、全国でも感染が拡大する事態となっています。そのため、国は1月7日に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県へ緊急事態宣言を宣言し、1月8日から2月7日までを施行期間としました。

にかほ市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部を法定対策本部へ格上げすると共に、市職員の行動等の基準を次のとおり改めることとします。

※ 今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、取組を変更することがあります。

1 市が主催するイベントや集会【継続】

① 原則として、大声での歌声・声援等がないことを前提としうるものについては収容定員以内とし、大声での歌声・声援等が想定されるものについては収容定員の50%を上限とする。

ただし、全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等を除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、県と事前相談の上、開催の判断をする。

② 別紙「にかほ市イベント等開催時チェックリスト」を遵守すること。

2 市以外の団体が主催するイベントや集会【継続】

○ 1の「市が主催するイベントや集会」の基準を参考としつつ、十分な感染防止対策を採って開催することを要請する。

3 市以外の団体が主催するイベントや集会への市職員の出席について【継続】

○ 2の「市以外の団体が主催するイベントや集会」の基準に従って開催されていることを確認できた場合、市職員は出席できる。

4 市職員の出張について

- ① 1月8日（金）以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県へのお出張については、原則として行わない。また、他の感染拡大地域へのお出張は、真にやむを得ない場合を除き避けること。やむを得ず出張する場合は、感染防止対策を徹底すること。

※今後、緊急事態宣言地域が変更になった場合も同様の対応とする。

- ② 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（COCOA）」の活用も積極的に行うこと。
- ③ 出張中の行動履歴を整理しておくとともに、帰庁後は定期的な体温測定など慎重に健康観察を行うこと。万が一発熱や咳等の症状が現れた場合は、登庁せず、かかりつけ医又は「あきた新型コロナ受診相談センター」へ連絡すること。

5 来庁者等への対応について

- ① 市職員は、職務中はマスクを着用して来庁者等への対応に当たることを継続して原則とする。ただし、健康管理上の必要等がある場合は、感染リスクの低い場所と時間を限って、マスクを外すことを許容する。
- ② 1月8日（金）以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県からの来庁は原則として控えてもらうものとする。真にやむを得ず来庁される方、また、他の感染拡大が続いている地域から来庁される方については、4の「市職員のお出張について」の基準を参考として、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、市職員も十分な感染防止対策を採って対応に当たること。そして、感染拡大が続いている地域からの来庁者との会食は、原則として控えること。

※今後、緊急事態宣言地域が変更になった場合も同様の対応とする。

6 市職員のお私的旅行について

- ① 市職員は、1月8日（金）以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県へのお私的旅行は原則として行わない。また、他の感染拡大が続いている地域へのお不要不急のお私的旅行を出来るだけ控えること。やむを得ず出掛ける場合は、感染防止対策を徹底するとともに、4の②③の対応を採ること。

※今後、緊急事態宣言地域が変更になった場合も同様の対応とする。

- ② 感染拡大が続いている地域以外の地域へのお私的旅行にあつては、4の「市職員のお出張について」の基準を参考として対応すること。

○にかほ市イベント等開催時チェックリスト（感染防止のチェックリスト）

1 徹底した感染防止等	
①マスク着用の徹底	マスク着用状況を確認し、忘れた者への対応や個別に注意等ができるようにする。
②大声を出さないことの徹底	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるようにする。（隣席者との日常会話程度は、マスク着用の上で可能） 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保する。（最低2m）
2 基本的な感染防止等	
③手洗	こまめな手洗を促す。
④消毒	こまめな消毒を行うほか、消毒液を設置し、手指消毒を促す。
⑤換気	法令を遵守した空調設備により、又は窓を開けるなどにより、こまめな換気を行う。
⑥密集の回避	時間差入退場などで入退場時の密集を回避し、待合場所等が密集にならないよう工夫する。
⑦飲食の制限	飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食を制限し、休憩時間中やイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
⑧参加者の制限	入場時の検温を行い、入場を断った際の払い戻し措置等を規定しておく。
⑨参加者の把握	可能な限り事前予約制にするか、入場時に連絡先の把握を行う。 接触確認アプリ（COCOA）や秋田県版新型コロナ安心システムの活用を促す。
⑩催物前後の行動管理	イベント前後の感染防止への注意を呼びかける。
3 手続等	
⑪入退場やエリア内の行動管理	入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討する。
⑫地域に応じた対応	県の方針や業種別ガイドラインを確認し、イベントにおける感染防止の取組を公表する。 全国的又は1,000人を超えるイベントは、県に事前相談を行う。